

県内市町村の健全化判断比率等（確定値）について

県内市町村の健全化判断比率等については、本年 9 月に「暫定値」を公表したところですが、今般、「確定値」を取りまとめましたのでお知らせします。

今回、修正報告があったのは、北上市の将来負担比率（217.2% 218.8%）のみで、これにより、**実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標とも、県内市町村で早期健全化基準を上回る団体はないことが確定しました。**

（各比率の一覧等については、別添「岩手県市町村の健全化判断比率等の状況」のとおり）

1 健全化判断比率等の算定結果（各比率の一覧等については、別添「健全化判断比率等の状況」のとおり）

	県平均(単純)	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率 該当なし（赤字団体なし）	-	11.25～15%	20%
(2) 連結実質赤字比率 早期健全化基準を上回る団体なし	0.00%	16.25～20%	40%
(3) 実質公債費比率 早期健全化基準を上回る団体なし	17.4%	25%	35%
(4) 将来負担比率 早期健全化基準を上回る団体なし	144.8%	350%	
(5) 資金不足比率 3 団体 5 事業が経営健全化基準を上回っている		経営健全化基準 20%	

2 今後の対応等

- (1) 今年度新たに許可団体となった市町村の地方債の発行については、適切な「公債費負担適正化計画」の策定を前提に許可を行うこととしています。（昨年度からの許可団体は策定済）
- (2) 今回の平成 19 年度決算に基づく比率については、公表のみであるが、平成 20 年度決算以降、比率が基準を上回った場合には、法令の規定に基づき「財政健全化計画」や「経営健全化計画」等を策定することとなります。
- (3) 「実質公債費比率」や「将来負担比率」の水準は、全国の市町村平均値を大きく上回り、都道府県順では、実質公債費比率が高い方から 8 番目、将来負担比率も高い方から 9 番目の水準にあり、決して良好とはいえない状況であることから、県としては、これら健全化判断比率等を活用して、市町村財政の見える化、健全化が一層推進されるよう、市町村行財政ドック等を通じて必要な助言を行って参ります。

（担当）地域振興部市町村課 宮野孝志（内線 5226）小原 勝（内線 5233）

# 平成19年度決算に基づく 岩手県市町村の健全化判断比率等の状況

## 目次

1	実質赤字比率	..... p. 3
2	連結実質赤字比率	..... p. 3
3	実質公債費比率	
	(1) 県平均及び各市町村の数値	..... p. 4
	(2) 構成内容及び推移 (H17~H19)	..... p. 5
4	将来負担比率	
	(1) 県平均及び各市町村の数値	..... p. 6
	(2) 構成内容	..... p. 7
	(3) 各市町村の将来負担額等の構成割合	..... p. 8
	(4) 将来負担比率と実質公債費比率のクロス表	..... p. 10
5	資金不足比率	..... p. 12
	参考資料 用語解説	..... p. 13

平成20年12月

岩手県地域振興部市町村課

## 1 実質赤字比率 ~ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(比率の算定方法は「参考資料」参照)

実質赤字が生じている市町村はない。(早期健全化基準・財政再生基準を上回る団体はない。)  
各市町村数値は表1のとおり。

本県市町村	早期健全化基準	財政再生基準
全団体 - (該当なし)	11.25 ~ 15%	20%

## 2 連結実質赤字比率 ~ 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

北上市において連結実質赤字が生じているが、他に赤字が生じている市町村はない。(早期健全化基準・財政再生基準を上回る団体はない。)各市町村数値は表2のとおり。

本県市町村	早期健全化基準	財政再生基準
北上市 0.16% 34 団体 - (該当なし)	16.25 ~ 20%	40%

表 1 実質赤字比率

市町村名	実質赤字比率 %		
	確定値	早期健全化基準	財政再生基準
盛岡市	-	11.25	20.00
宮古市	-	12.75	20.00
大船渡市	-	13.26	20.00
花巻市	-	11.91	20.00
北上市	-	12.39	20.00
久慈市	-	13.11	20.00
遠野市	-	13.25	20.00
一関市	-	11.56	20.00
陸前高田市	-	14.15	20.00
釜石市	-	13.31	20.00
二戸市	-	13.39	20.00
八幡平市	-	13.13	20.00
奥州市	-	11.61	20.00
雫石町	-	14.48	20.00
葛巻町	-	15.00	20.00
岩手町	-	14.84	20.00
滝沢村	-	13.52	20.00
紫波町	-	13.76	20.00
矢巾町	-	14.49	20.00
西和賀町	-	15.00	20.00
金ヶ崎町	-	15.00	20.00
平泉町	-	15.00	20.00
藤沢町	-	15.00	20.00
住田町	-	15.00	20.00
大槌町	-	15.00	20.00
山田町	-	15.00	20.00
岩泉町	-	14.81	20.00
田野畑村	-	15.00	20.00
普代村	-	15.00	20.00
川井村	-	15.00	20.00
軽米町	-	15.00	20.00
野田村	-	15.00	20.00
九戸村	-	15.00	20.00
洋野町	-	14.24	20.00
一戸町	-	15.00	20.00
平均(単純)	-	14.01	20.00

表 2 連結実質赤字比率

市町村名	連結実質赤字比率 %		
	確定値	早期健全化基準	財政再生基準
盛岡市	-	16.25	40.00
宮古市	-	17.75	40.00
大船渡市	-	18.26	40.00
花巻市	-	16.91	40.00
北上市	0.16	17.39	40.00
久慈市	-	18.11	40.00
遠野市	-	18.25	40.00
一関市	-	16.56	40.00
陸前高田市	-	19.15	40.00
釜石市	-	18.31	40.00
二戸市	-	18.39	40.00
八幡平市	-	18.13	40.00
奥州市	-	16.61	40.00
雫石町	-	19.48	40.00
葛巻町	-	20.00	40.00
岩手町	-	19.84	40.00
滝沢村	-	18.52	40.00
紫波町	-	18.76	40.00
矢巾町	-	19.49	40.00
西和賀町	-	20.00	40.00
金ヶ崎町	-	20.00	40.00
平泉町	-	20.00	40.00
藤沢町	-	20.00	40.00
住田町	-	20.00	40.00
大槌町	-	20.00	40.00
山田町	-	20.00	40.00
岩泉町	-	19.81	40.00
田野畑村	-	20.00	40.00
普代村	-	20.00	40.00
川井村	-	20.00	40.00
軽米町	-	20.00	40.00
野田村	-	20.00	40.00
九戸村	-	20.00	40.00
洋野町	-	19.24	40.00
一戸町	-	20.00	40.00
平均(単純)	0.00	19.01	40.00

### 3 実質公債費比率 ~ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 H17~19 決算に基づく数値の3ヶ年平均

#### (1) 県平均及び各市町村の数値

各市町村早期健全化基準・財政再生基準を上回る団体はない。数値は表3のとおり。  
地方債発行の許可団体には14団体が該当(昨年度15団体)。新たに該当することとなったものが1団体(岩手町)、非該当となったものが2団体(雫石町、野田村)。

なお、H17~H19の単年度実質公債費比率は、17.6%(H17)、17.4%(H18)、17.1%(H19)とやや改善の傾向にある。詳細は図1のとおり。

<b>本県市町村</b> 県平均：17.4% 0%~18% : 21 団体 18%~25% : 14 団体 25%~ : 0 団体	許可基準 18% 地方債の発行に 当たり知事の許 可が必要	早期健全化基準 25%	財政再生基準 35%
---	---	----------------	---------------

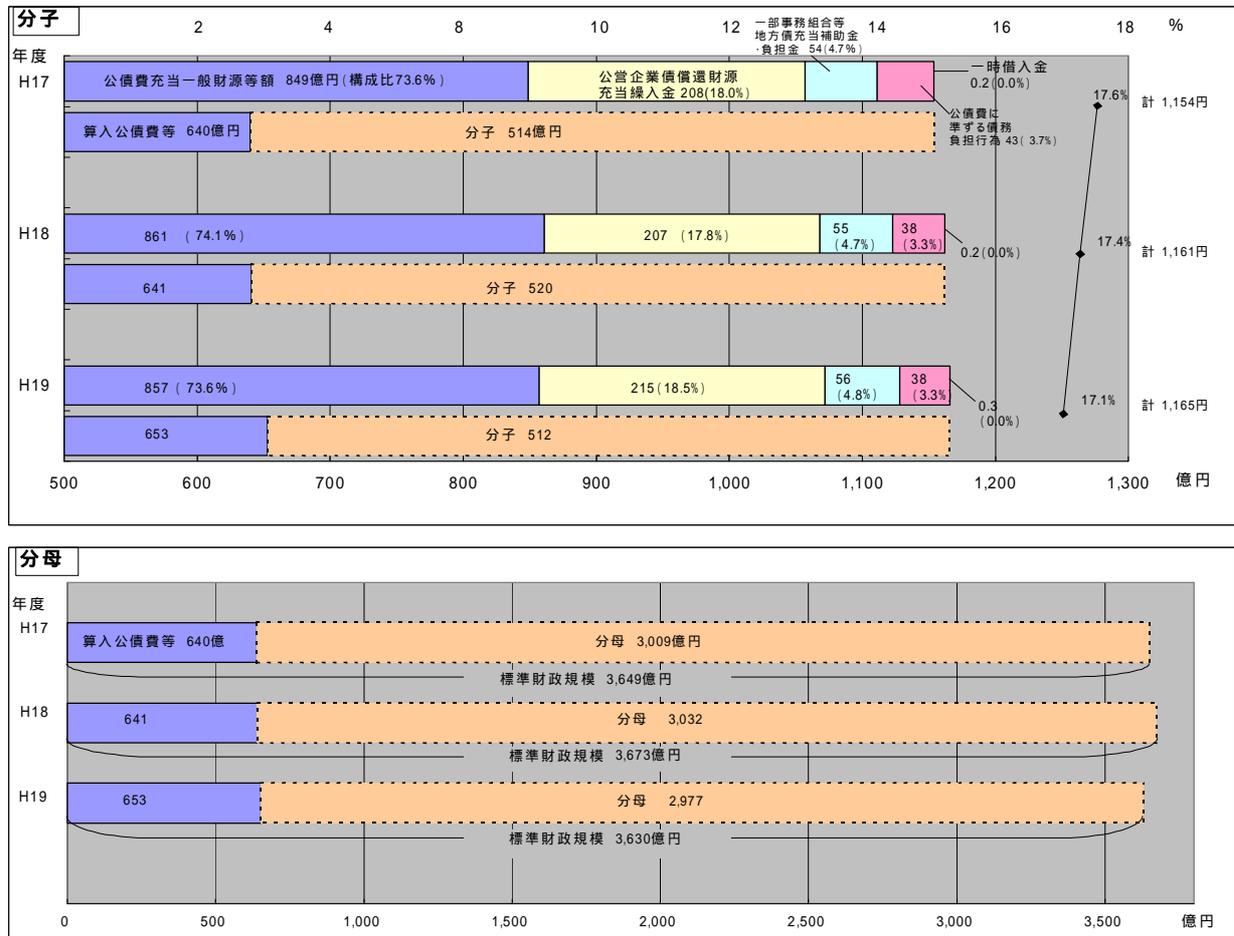
表 3 実質公債費比率 比率が高い順

	市町村名	実質公債費比率 %			
		確定値	(許可制移行基準)	早期健全化基準	財政再生基準
1	紫波町	23.3	18.0	25.0	35.0
2	平泉町	23.0	18.0	25.0	35.0
3	普代村	22.0	18.0	25.0	35.0
4	奥州市	20.7	18.0	25.0	35.0
5	矢巾町	20.2	18.0	25.0	35.0
6	金ヶ崎町	20.0	18.0	25.0	35.0
7	九戸村	20.0	18.0	25.0	35.0
8	花巻市	19.6	18.0	25.0	35.0
9	西和賀町	19.5	18.0	25.0	35.0
10	岩手町	19.4	18.0	25.0	35.0
11	八幡平市	19.2	18.0	25.0	35.0
12	藤沢町	19.1	18.0	25.0	35.0
13	陸前高田市	18.3	18.0	25.0	35.0
14	遠野市	18.0	18.0	25.0	35.0
15	野田村	17.7	18.0	25.0	35.0
16	葛巻町	17.5	18.0	25.0	35.0
17	雫石町	17.4	18.0	25.0	35.0
18	一関市	17.2	18.0	25.0	35.0
19	宮古市	17.1	18.0	25.0	35.0
20	川井村	17.1	18.0	25.0	35.0
21	久慈市	16.8	18.0	25.0	35.0
22	北上市	16.6	18.0	25.0	35.0
23	洋野町	16.5	18.0	25.0	35.0
24	二戸市	16.3	18.0	25.0	35.0
25	大槌町	15.9	18.0	25.0	35.0
26	山田町	15.6	18.0	25.0	35.0
27	大船渡市	14.7	18.0	25.0	35.0
28	釜石市	14.5	18.0	25.0	35.0
29	軽米町	14.5	18.0	25.0	35.0
30	住田町	14.1	18.0	25.0	35.0
31	盛岡市	14.0	18.0	25.0	35.0
32	岩泉町	14.0	18.0	25.0	35.0
33	田野畑村	13.6	18.0	25.0	35.0
34	一戸町	13.0	18.0	25.0	35.0
35	滝沢村	12.0	18.0	25.0	35.0
	平均(単純)	17.4	18.0	25.0	35.0

(2) 単年度実質公債費比率の構成内容及び推移 (H17~H19)

実質公債費比率は、17年度~19年度の単年度実質公債費比率の3カ年平均値として算出されるが、図1は「分子」となっている実質公債費の要素と、「分母」となっている標準財政規模等について、単年度ごとに構成割合等をみたものである。

図1 単年度実質公債費比率の構成内容及び推移 (H17~H19)



単年度実質公債費比率は、17.6% (H17)、17.4% (H18)、17.1% (H19) (単純平均) と、やや改善の傾向にある。

「分子」を構成する実質公債費の構成割合を平成19年度で見ると、道路や学校整備等、社会資本整備のために発行した一般会計の地方債の元利償還分「公債費充当一般財源等額」の割合が最も高く、全体の73.6%を占めており、下水道や病院等の公営企業が発行した地方債の元利償還のために一般会計から税金等を使って繰入している額「公営企業債償還財源繰入充当額」も全体の18.5%を占めていることが分かる。

また、各年度の推移をみると、「分子」である実質公債費 (算入公債費等控除前) は、やや増加傾向にあるが、元利償還額のうち地方交付税で措置される額「算入公債費等」もやや増加しているため、実質公債費比率算定上の最終的な「分子」の額は、微減となっている。

一方、実質公債費比率の算定において「分母」となる標準財政規模 (一般財源の総額) は、地方交付税総額の減少等により、やや減少の傾向にあり、大幅な改善が進まない要因の1つとなっている。

#### 4 将来負担比率～一般会計等が負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(算定方法は「参考資料」)

##### (1) 県平均及び各市町村の数値

早期健全化基準・再生基準を上回る団体はない。各市町村数値は表4のとおり。

本県市町村		早期健全化基準
県平均: 144.8% (暫定値 144.7%)		350%
0% ~ 100%	: 5 団体	
100% ~ 200%	: 24 団体	
200% ~ 300%	: 5 団体	
300% ~ 350%	: 1 団体	
350% ~	: 0 団体	

表 4 将来負担比率 比率が高い順

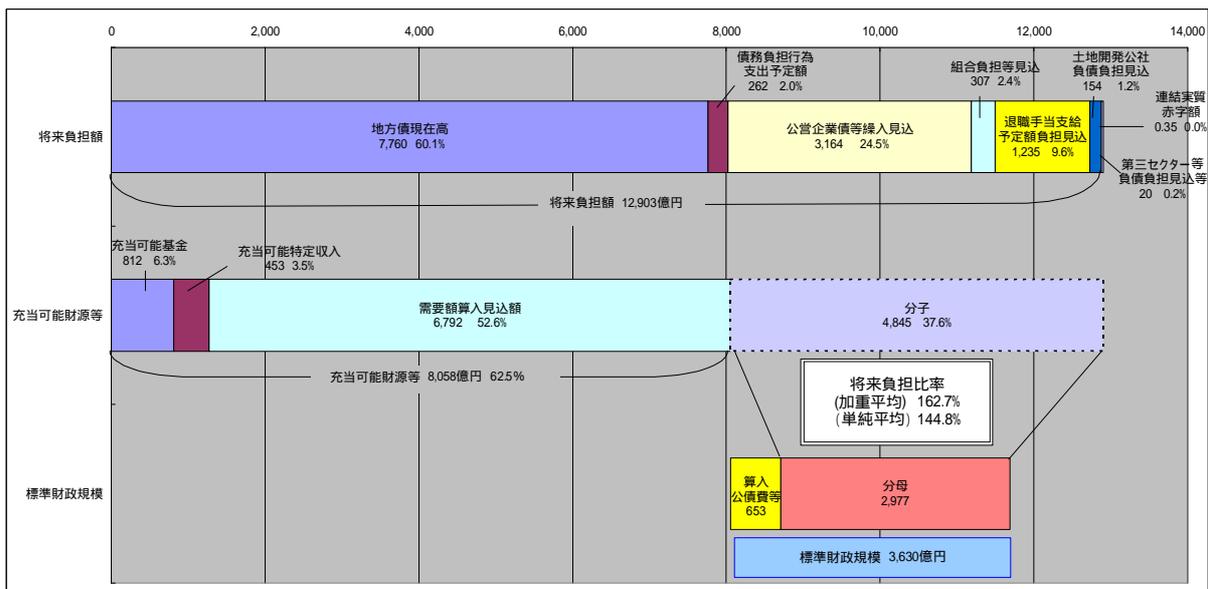
市 町 村 名	将 来 負 担 比 率 %	
	確 定 値	早 期 健 全 化 基 準
1 金ヶ崎町	315.8	350.0
2 藤沢町	249.6	350.0
3 北上市	218.8	350.0
4 陸前高田市	210.6	350.0
5 奥州市	206.4	350.0
6 久慈市	205.8	350.0
7 花巻市	191.1	350.0
8 岩手町	189.9	350.0
9 一関市	179.6	350.0
10 西和賀町	178.7	350.0
11 大船渡市	170.2	350.0
12 宮古市	157.5	350.0
13 普代村	154.3	350.0
14 釜石市	151.8	350.0
15 盛岡市	149.4	350.0
16 紫波町	146.8	350.0
17 矢巾町	144.1	350.0
18 二戸市	143.3	350.0
19 雫石町	139.1	350.0
20 軽米町	138.2	350.0
21 洋野町	136.2	350.0
22 平泉町	134.5	350.0
23 葛巻町	131.6	350.0
24 遠野市	125.2	350.0
25 山田町	115.5	350.0
26 大槌町	114.7	350.0
27 一戸町	110.6	350.0
28 八幡平市	110.4	350.0
29 九戸村	108.5	350.0
30 田野畑村	101.8	350.0
31 滝沢村	78.8	350.0
32 川井村	50.5	350.0
33 野田村	39.8	350.0
34 住田町	37.5	350.0
35 岩泉町	31.1	350.0
平均(単純)	144.8	350.0

(2) 将来負担比率の構成内容

「将来負担比率」は、地方債現在高をはじめ、自治体が抱えている負債等の総額（「将来負担額」）の「標準財政規模（一般財源の総額）」に対する割合を示したものである。

図2は、その「分子」となっている「将来負担額」の構成項目や割合、「分母」となっている「標準財政規模」等の県内市町村合計値（平成19年度末）を表したものである。

図2 将来負担比率の構成内容



「分子」を構成する将来負担額の合計は1兆2,903億円で、その主な内訳をみると、一般会計が道路や学校建設等、社会資本整備のために発行した「地方債現在高」の割合が最も高く、全体の60.1%を占めており、次いで、下水道や病院等の公営企業が発行した地方債現在高のうち、一般会計が税金等を使って繰入れする見込額「公営企業債等繰入見込」が24.5%、現在職員数を基準とした退職者手当支給見込額「退職者手当支給予定額負担見込」が9.6%となっている。

また、「将来負担比率」の算定において、「将来負担額」から控除することとされている基金等の「充当可能財源等」は8,058億円で、将来負担額の62.5%に相当し、充当可能財源等控除後の将来負担額（将来負担比率算定上の最終的な「分子」）は4,845億円となっている。

なお、「充当可能財源等」の内訳は、地方債現在高のうち地方交付税による措置見込額「需要額算入見込額」の割合が最も高く、将来負担額の52.6%を占めており、「充当可能基金」は6.3%に止まっている。

「将来負担比率」は、この「充当可能財源等控除後の将来負担額」を「標準財政規模」（元利償還金への地方交付税措置額である「算入公債費等」控除後）で除して求められるが、県内市町村の平均は加重平均162.7%（単純平均144.8%）となっており、「充当可能財源等」以外の財源で支払われなければならない負債等の額が、年収（年間の一般財源の総額）の1.6倍程度となっていることになる。（この比率の早期健全化基準は350%で、平成21年度からは、この基準以上となると「早期健全化計画」を策定する義務が生じる。）

(3) 各市町村の将来負担額等の構成割合

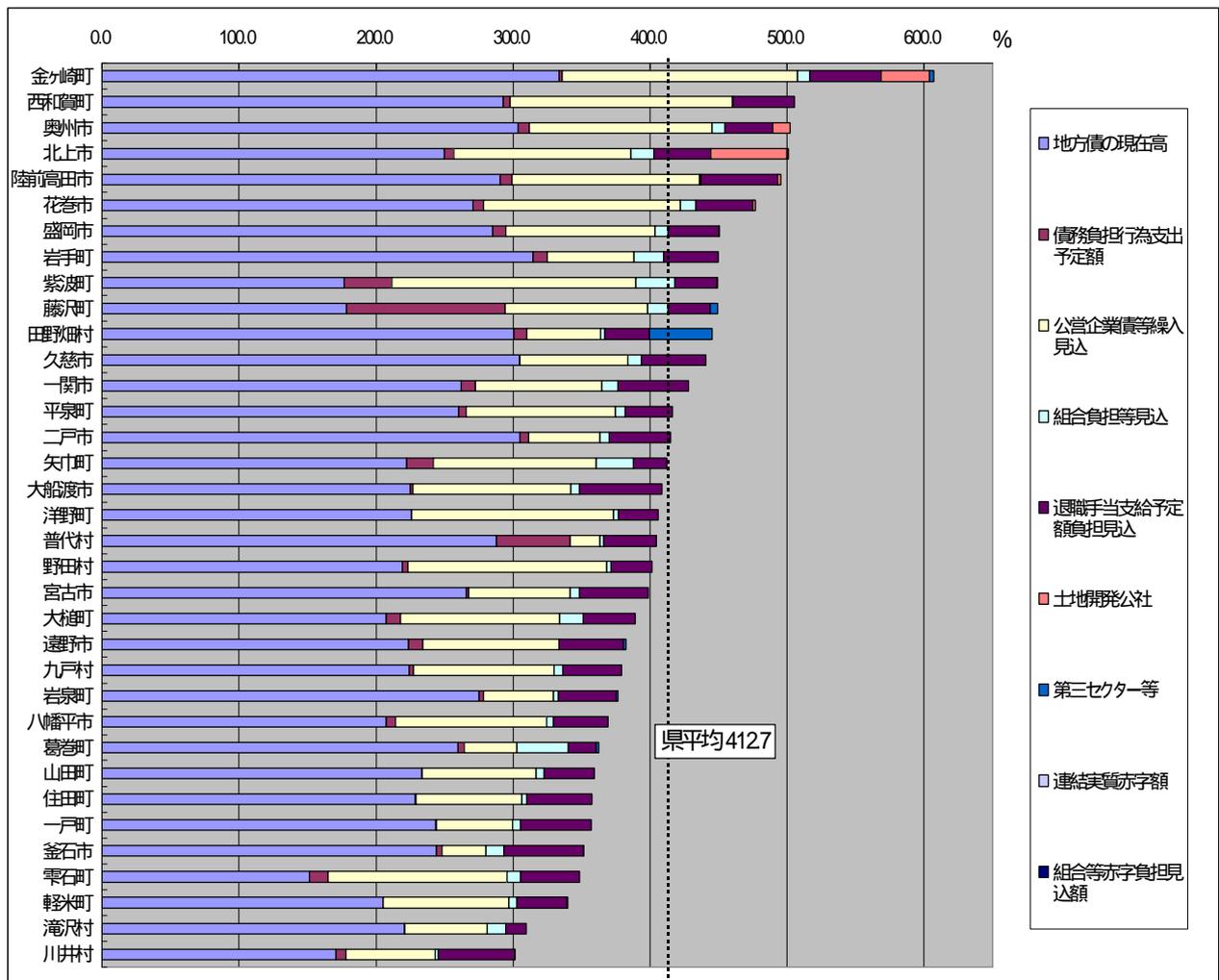
「将来負担比率」は、「将来負担額」から「充当可能財源等」を控除した額を「分子」として算定されるため「将来負担額」の水準が低くても、「充当可能財源等」の水準が極端に低ければ、比率は高くなり、その逆となる場合もある。

図3は、各市町村の「将来負担額」と「充当可能財源等」の額を、各々の「標準財政規模」（算入公債費等控除後）で除して指数化(水準値化)し、その指数の高い順に並べたものである。

ア 将来負担額

県内市町村の「将来負担額」の指数 図3-1については、概ね600%~300%の範囲にあり、「県平均」は412.7%（単純平均）となっている。これは、「充当可能財源等」を控除する前の「将来負担額」ベースでは、年収（年間の一般財源の総額）の約6倍~3倍、県平均では約4.1倍の負債等を抱えていることを表している。

図3-1 各市町村の将来負担額の構成割合

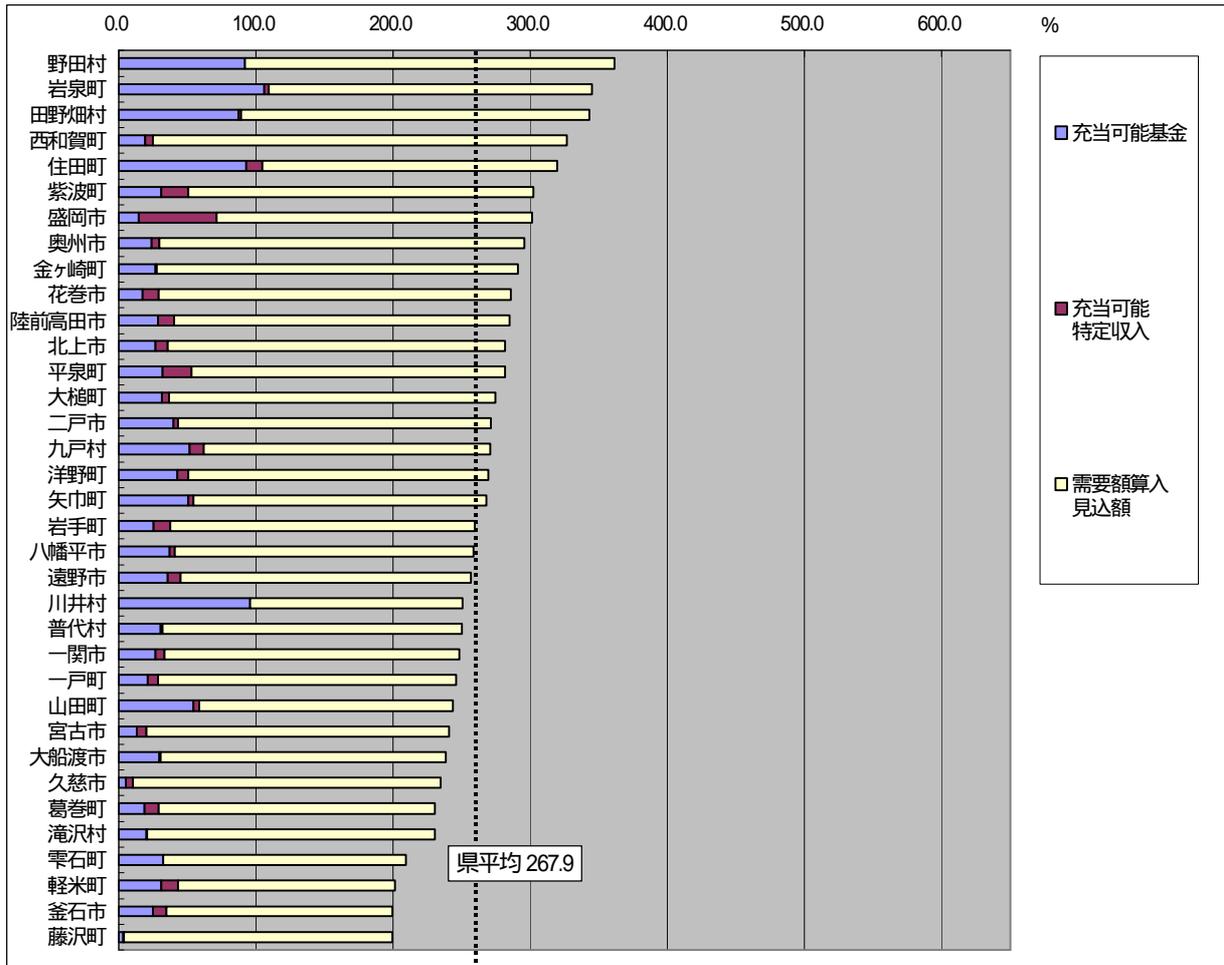


「将来負担額」の指数（「将来負担額」÷「標準財政規模（算入公債費等控除後）」×100）

イ 充当可能財源等

県内市町村の「充当可能財源等」の指数 図3 - 2については、概ね 360%～200%の範囲にあり、「県平均」では 267.9%（単純平均）となっている。これは、「将来負担額」の支払いに充当可能と見込まれる財源（基金残高や、元利償還に対して将来措置される地方交付税見込額等）が、年収（年間の一般財源の総額）の約 3.6 倍～2 倍、県平均では約 2.7 倍の水準に止まっていることを表している。

図 3 - 2 各市町村の充当可能財源等の構成割合



「充当可能財源等」の指数（「充当可能財源等」÷「標準財政規模（算入公債費等控除後）」×100）

ウ 将来負担比率が示す負債の大きさ

「将来負担比率」は、将来負担額と充当可能財源等の指数の差であり、単純平均では「将来負担額の指数 412.7% - 充当可能財源等の指数 267.9% = 将来負担比率 144.8%」となる。

以上のとおり、「将来負担比率」とは、「将来負担額」に対する「充当可能財源等」の不足（差額）分であり、将来の税収や元利償還以外の地方交付税措置額等の一般財源で対応していかなければならない負債等の大きさを表しているものである。

(4) 将来負担比率と実質公債費比率とのクロス表

図4-1は、将来負担比率について、実質公債費比率との関係に着目して各市町村の財政状況を表したクロス表である。各比率の県内市町村平均値を境界として全体を4つの領域に分け、各領域の傾向や留意点を記載している。

図4-1 将来負担比率と実質公債費比率とのクロス表（県内市町村比較）

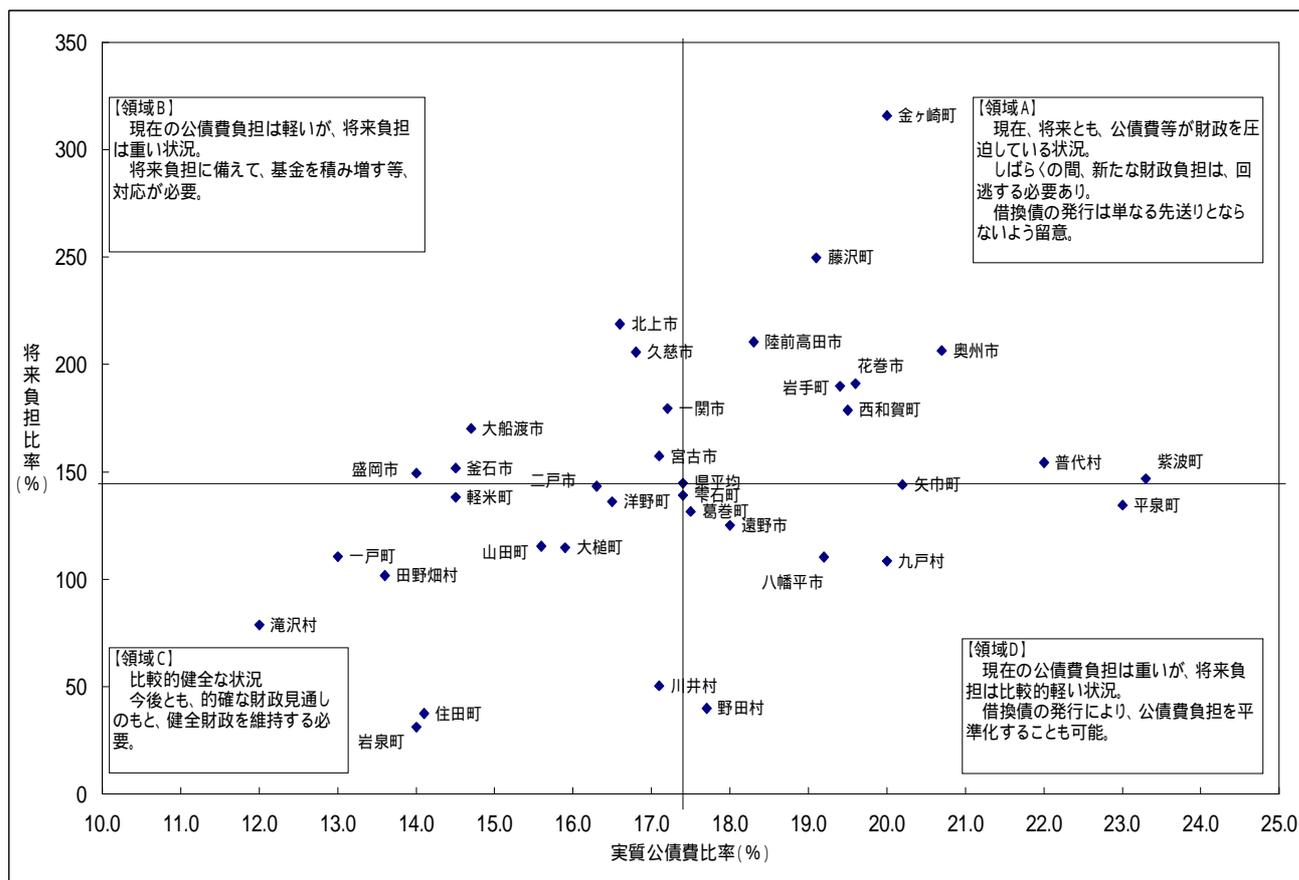
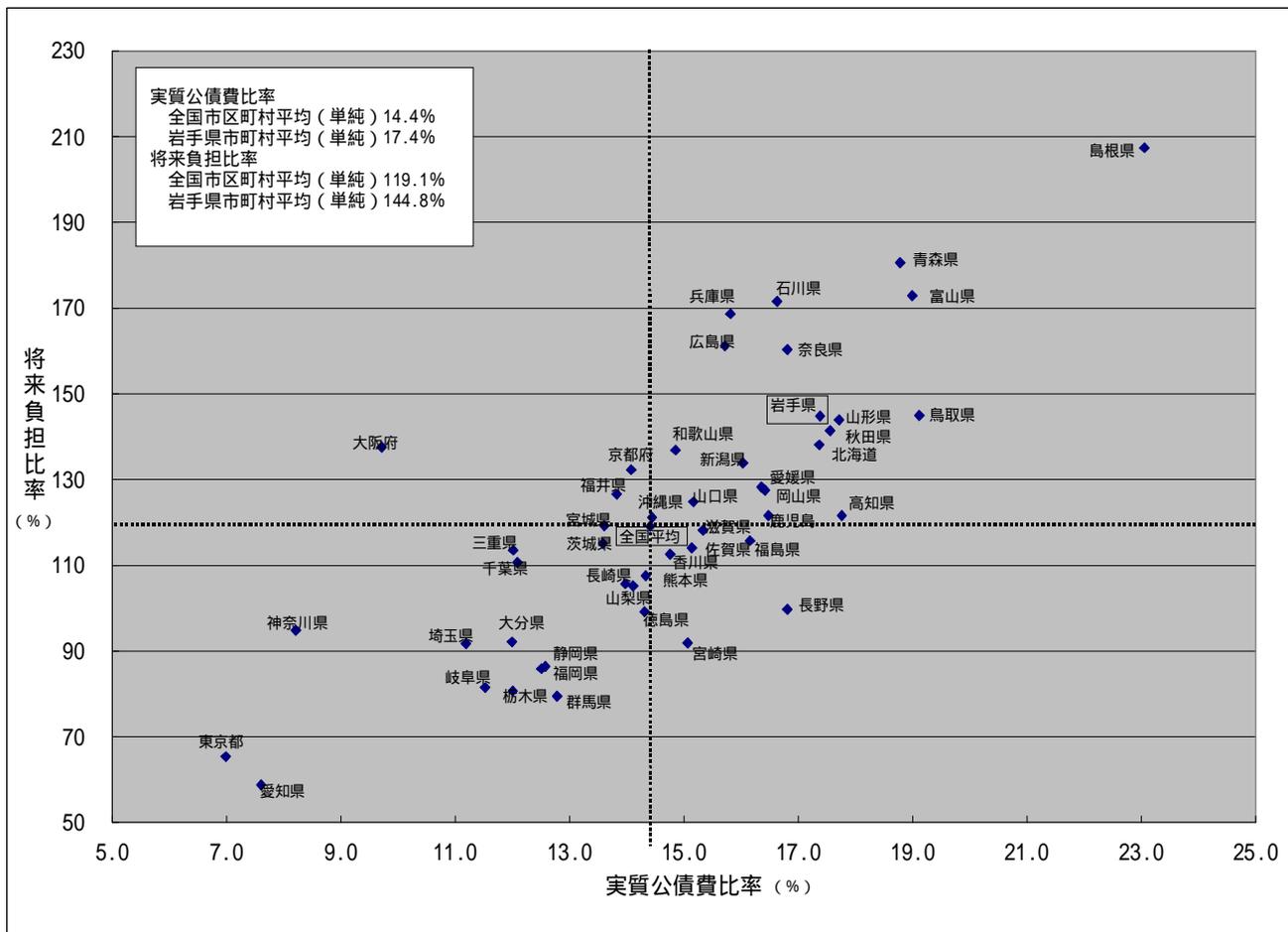


図4 - 2は、全国市区町村における本県市区町村の位置づけを示すため、同様に、各都道府県の市区町村平均（単純）値を比較したクロス表である。

図4 - 2 将来負担比率と実質公債費比率とのクロス表（各都道府県市区町村比較）



5 資金不足比率 ~ 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率 (算定方法は「参考資料」)

本県市町村・一部事務組合の公営企業 160 事業のうち 4 団体 6 事業で資金不足を生じ、そのうち 3 団体 5 事業で経営健全化基準を上回っている。各市町村数値は表 8 のとおり。

本県市町村・一部事務組合の公営企業			経営健全化基準
資金不足が生じている事業			20%
盛岡市	病院事業	4.1%	
北上市	下水道事業	77.2%	
"	工業団地造成事業	31.6%	
"	宅地造成事業	35.3%	
久慈市	工業団地造成事業	100.0%	
奥州市	総合水沢病院事業	95.2%	

表 8 資金不足比率

市町村・一部事務組合名	公営企業数	資金不足比率 %
基準		経営健全化基準 20% (許可制移行基準 10%)
盛岡市	6	病院事業会計 4.1
宮古市	7	
大船渡市	5	
花巻市	6	
北上市	5	下水道事業会計 77.2 工業団地造成事業会計 31.6 宅地造成事業会計 35.3
久慈市	5	工業団地造成事業特別会計 100.0
遠野市	4	
一関市	6	
陸前高田市	4	
釜石市	6	
二戸市	4	
八幡平市	6	
奥州市	8	総合水沢病院事業会計 95.2
雫石町	4	
葛巻町	3	
岩手町	3	
滝沢村	3	
紫波町	4	
矢巾町	3	
西和賀町	5	
金ヶ崎町	5	
平泉町	4	
藤沢町	4	
住田町	2	
大槌町	4	
山田町	4	
岩泉町	4	
田野畑村	3	
普代村	4	
川井村	1	
軽米町	2	
野田村	5	
九戸村	4	
洋野町	7	
一戸町	8	
市町村小計	158	
胆江広域水道企業団	1	
岩手中部広域水道企業団	1	
合計	160	6 公営企業

## 【用語解説】

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合

$$\text{連結実質公債費比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質公債費比率（％）} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3か年平均）

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

$$\text{将来負担比率（％）} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：次のイからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高  
－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために  
起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模

法適用企業： 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの

$$\text{標準財政規模} = [ \text{基準財政収入額} - [ \text{地方譲与税} + \text{特例交付金} + \text{交通安全対策特別交付金} ] ] \times 100/75 \\ + \text{地方譲与税} + \text{特例交付金} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税(臨時財政対策債を含む)}$$